

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第6条に基づく評議員、定款第34条に基づく委員会等の委員、その他会長が必要と認めた者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、前号の報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 本会の役員及び会長が必要と認めた者には、その職務の対価として、別表1に定める報酬をその職に就いた当月分からそれぞれ支給する。

- 2 昭和村（市町村）の一般職員、特別職の職員及び議会議員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。
- 3 役員が任期満了、辞職、失職、死亡、その他の事由によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 本会の評議員等が、評議員会または委員会、若しくは会長の要請により会議等に出席した場合は、別表2に定める額を費用弁償として支給する。

- 2 昭和村（市町村）の一般職員、特別職の職員及び議会議員が前条に定める評議員等に就任した場合は、費用弁償は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準

として、公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する

2 役員等の報酬規程（平成8年4月1日制定）は廃止する。

附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和5年度報酬及び費用弁償より適用する。

(別表1 報 酬)

区 分	単 位	報酬の額	備 考
会 長	日 額	6,000円	
理 事	日 額	2,000円	
監 事	日 額	2,000円	
法人後見運営委員会及び昭和村成年後見制度利用促進・連携協議会構成員の内法律・福祉関係の専門職の者	日 額	8,000円	

(別表2 費用弁償)

区 分	費用弁償の額	備 考
評議員	1,000円	会議等の出席1回につき（同日同会場の複数の会議に出席した場合等は、実態に応じて複数を1回の会議とみなすものとする）
委員	1,000円	
その他会長が必要と認めた者	1,000円	